

## 下関市入札監視委員会（第5回）審議概要

開催日時	平成23年5月27日 13:30		
場所	下関市役所議会棟3階 第1委員会室		
委員	中谷正行（弁護士） 太田周二郎（大学教授） 岡孝（高等学校教諭） 藤本博美（ファイナンシャルプランナー）		
審議対象期間	平成23年1月1日 ～ 平成23年3月31日		
審議対象総件数	123件	（抽出工事名称）	
抽出案件	条件付一般競争入札	47件	満珠荘大規模改修給排水衛生設備工事
	指名競争入札	67件	豊北地区集客施設建築主体工事
	随意契約	9件	下関市ふれあい健康ランド高温水配管改修工事
指名停止等の運用状況	2件2社		
議事概要及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり	
	議事結果、回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

議事項目、意見・質問	議事結果、回答
<p>満珠荘大規模改修給排水衛生設備工事</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>共同企業体（JV）の取り扱いについて、内規等基準があるのか。あれば、どのような時にJVを組むのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内規がある。内容は、土木工事、建築工事、電気、管工事の業種に分けて設定しており、設計金額によりJVを構成する者の数を要件付けしている。各業種により設定金額は異なるが、電気、管工事に関するものは、8,000万円以上の場合2者としている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の要件とされた、工事施工実績についても定めがあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工実績については、JVの場合設計金額の半額の1/2を代表構成員に、さらにその半額を第一構成員に求めている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>施工実績について、過去10年間のものを求めているが、期間の設定は適切か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事という性質上、施工実績の有無が競争性の確保にも繋がると考えられ、おおむね10年あれば、その間の実績によって参加できることから、期間の設定は適切と考える。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>最低制限価格の設定方法等について見直す予定は。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面は予定していない。現状としては、低入札価格調査制度も取り入れており、最低制限価格制度と併せて総合的にどの方法がよいのか、検討していきたい。</li> </ul>

<p>豊北地区集客施設建築主体工事</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札結果で設計価格より高い札を入れた業者があるが、理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理由についての問い合わせ等を行わないため不明だが、設計金額を間違えたか、業者独自の積算により、設計金額を上回る額でしか請け負えないと判断したのではないか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>この事業には、国や県からの補助金があるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金はないが、財源として過疎債が充てられるとのことである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>この施設が完成した後は、市が直接運営するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度により運営されると聞いている。</li> </ul>
<p>下関市ふれあい健康ランド高温水配管改修工事</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約の理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事は、高温水管を取り替える工事であり、既存の高温水管との接続等から同一の管を使用する必要があり、これを製造する唯一の業者と契約することが必要であり、工事自体も他者ではできないと判断したため。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約は価格による競争性は働かないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約の理由が製造・設置元の業者でしかできないことによるもので他者を排して契約を締結するものであり、価格のみによる競争入札とは異なる。</li> </ul>